

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 6 日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
国土交通省東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所
宮城県多賀城市明月 1-4-6
第二管区海上保安本部
宮城県塩釜市貞山通 3-4-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
(1) 区域 石巻港（付図に示すとおり）
(2) 期間 令和 8 年 7 月 20 日から
令和 8 年 8 月 12 日までのうち 2 日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSS 測位機による測位及び音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲載する。
(2) 二管区水路通報により周知する。

調査区域

